

平成 30 年度第 1 回公共調達監視委員会審議概要

平成 30 年 7 月 17 日

1 審議案件説明

事務局から、審議案件について、契約件名、契約相手方、契約概要、競争参加資格、参加者数、入札経緯及び結果等の説明を行った。

2 審議内容

【一般競争入札分】

(委員) 総合評価落札方式について、評価に関する仕様等の資料が添付されていないため、適正な金額であるか判断できない。評価点の出し方は決められているのか。

(事務局) 評価点の算出方法は指針等により決められている。

(委員) No.24 について、センターの設置とあるが、事業内容を教えてほしい。

(事務局) 働き方改革の実行に向けて、経営基盤が脆弱である中小企業・小規模事業者等を中心に、非正規雇用労働者の処遇改善、労働時間の短縮及び生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和等に向けた取組を支援するため、働き方改革支援センターを設置するものであり、センターの設置は、新たに事務所を設置するものでなく、既存の事務所等での相談業務が主である。

事業費の内訳は、人件費が主と思われる。

(委員) 何人配置されるのか。

(事務局) 常駐 5 名、派遣型が 13 名。

(委員) 専門家を配置するのか。どういう専門家なのか。

(事務局) 労務管理等に関する専門知識を有する専門家を配置する。落札業者においては社会保険労務士が多くみられ、配置する者についても評価対象のひとつとしている。

(委員) No.5・7 については 1 者応札であるが、複数応札の場合は落札率が低く、1 者応札は落札率が高い傾向にあり、その理由として、施工等の期間が短い、仕様に対応できない者が多い等が挙げられているが、年度末ではなく早い時期に実施する、仕様の変更をする等の対応はできなかったのか。

(事務局) No.5 は、1 者応札であったが、1 回目 2 回目と不落となった。本来は再公告をするが、期限までの期間が短いため不落随契に移行した。予定価格は変更できないため応札業者と価格交渉を行ったうえでの契約のため、落札率が高くなっている。時期については他の案件との

優先順位を考慮し、計画的に実施した結果である。

No.7の椅子の仕様については、既存の物に揃える意向があり、型番等を指定したもの。
入札に係る資料について、No.5は3者、No.7は5者に手交したが、結果的に対応できる者が1者であった。

(委員) No.1・5・7など、年度末の予算残額の状況で実施したものではないか。

修繕・購入等の要望を取り、その中で優先順位をつけ計画的な実施ができないか。

(事務局) No.1・5については、前年度から要望があり、年度当初に予算措置がとられたものであり、計画的に実施したものである。

No.7については、残額の執行である。ご指摘の優先順位を念頭においた結果、年度末の執行となったものである。

(委員) 総合評価落札方式の契約について、事後評価を実施しているか。

(事務局) 実施結果報告書により確認を行い、精算確定して支払っている。

【随意契約分】

(委員) 土地建物借料について、前年との契約金額の比較は。

(事務局) 変更があったものと無かったものがある。

予定価格については、毎年、周辺の価格を参考にし、算出している。